### 地域 ESD 活動推進拠点(地域 ESD 拠点)登録要綱

ESD 活動支援センター

(目的)

### 第1条

この要綱は、ESD活動支援センター(以下「全国センター」)が地方 ESD活動支援センター(以下「地方センター」)との連携のもとに行う地域 ESD 活動推進拠点(以下「地域 ESD 拠点」)の登録に関わる手続き等について定めるものである。

### (登録の趣旨)

### 第2条

全国センターは、さらなる ESD の推進 (ESD の深まり、ESD の広がり) に資するよう、全国センター及び地方センターのパートナーとして ESD 活動を支援・推進する役割を担う組織・団体を、地域 ESD 拠点として登録する。

### (登録要件)

### 第3条

地域 ESD 拠点は、その登録に際し、以下の登録要件を満たすことが求められる。

- (1) ESD 推進ネットワークの趣旨に賛同し、全国センターが規定する地域 ESD 拠点としての行動規範 (別紙 1) を遵守することにより、地域 ESD 拠点として適切に活動できること。
- (2) 公共性・公平性を損なうことなく ESD の推進に資する支援が提供できること。
- (3) 全国センターが実施する年次アンケート等に協力できること。
- (4) 反社会的な活動、その他、ESD 推進ネットワークの趣旨に反する活動を行わない こと。

#### (登録手続き)

# 第4条

地域 ESD 拠点の登録は、以下の(1)~(3) に示す手続きにより行う。

- (1) 地域 ESD 拠点として登録を希望する組織・団体(申請者)は、全国センター又は 地方センターから登録申込書(別紙 2)を取得し、必要事項を記載して関係資料と ともに全国センターに提出する。
- (2) 全国センターは、登録申込書の記載内容及び関係資料から、申請者が第3条の登録 要件を満たしていることの確認を行う。その際、必要に応じて申請者に登録申込書 の記載内容について照会することがあり得る。
- (3) 全国センターは、上記(2)のプロセスを経た後、申請者に登録の可否を文書にて連絡する。登録する場合には、申請者を地域 ESD 拠点リストに掲載し、申請者の地域 ESD 拠点としての情報ともに公開する。

#### (登録の取消し)

### 第5条

全国センターは、次のいずれかに該当する場合には、当該組織・団体の地域 ESD 拠点としての登録を取り消すことができる。

- (1) 当該組織・団体から登録の取り消しの申し出があった場合
- (2) 登録事項に虚偽の記載が確認された場合
- (3) 登録要件に違反した場合
- (4) 地域 ESD 拠点としての行動規範から著しく逸脱する活動、その他、ESD 推進ネットワークの信用を失墜させる活動が確認された場合

(地域 ESD 拠点に対する年次アンケート)

### 第6条

全国センターは、ESD 推進ネットワークの推進に資するため、地域 ESD 拠点リストに掲載されたすべての地域 ESD 拠点を対象とする年次アンケートを毎年度実施する。

- 2 年次アンケートには、以下の内容を含むものとする。
- (1) 登録情報の更新に関すること
- (2) 当該年度の活動及び支援実績に関すること
- (3) 全国センター・地方センターへの要望
- (4) ESD 推進ネットワークの進展の状況に関すること
- (5) その他
- 3 全国センターはアンケート結果を地方センターと共有するとともに、結果を取りまとめて公開するものとする。アンケート結果の公開に際しては、アンケートで得られた個別の組織・団体の情報は、上記(1)以外は原則として開示しない。

# (環境省担当官との協議)

#### 第7条

全国センターは、地域 ESD 拠点の登録に関し、当要綱に規定されていない事項等が生じた場合には、必要に応じ環境省担当官と協議するものとする。

### 附則

この要綱は、平成29年10月24日から施行する。

この要綱は、平成30年3月28日に改訂し、施行する。

### (別紙1)

# 地域 ESD 活動推進拠点(地域 ESD 拠点)としての行動規範

地域 ESD 活動推進拠点(地域 ESD 拠点)は、ESD 推進ネットワークの趣旨に賛同して、ESD 活動支援センター(全国・地方)の重要なパートナーとして以下の行動規範に従って活動するものとする。

- 1. 地域の課題、社会の課題の解決に向けて、多様な主体と連携する。
- 2. ESD を推進することが、SDGs (持続可能な開発目標)の達成に直接・間接に貢献する ものであるとの認識を踏まえ、活動に取り組む。
- 3. 活動にあたっては、反社会的活動・公序良俗に違反する行為は行わない。
- 4. 公共性・公平性の確保を原則とし、特に、営利を主目的とする活動、特定の政治的あるいは宗教的な思想・信条などの宣伝・広報を主目的とする活動は行わない。
- 5. その他、ESD 推進ネットワークの趣旨に反する活動は行わない。

この行動規範は組織・団体が地域 ESD 拠点として活動する際の原則を示すものであり、組織・団体及びこれらに所属する個人の活動に制限を加えるものではありません。

# 地域ESD活動推進拠点(地域ESD拠点)登録申込書

申込日(西暦) 年 月 日

		1. (5) で選択した公開できない情報以外は	、地域ESD拠点リストに公開する項目となります。
1.	組織・団体概要		
(1)	名称 *ウェブ公開時、地域ESD拠点リスト及び各地域ESD	拠点詳細ページに掲載されます。略称を含めることも可能です。	
	<b>エートなな</b> ット幻り致し思わる祖へのなべ知るノゼキい、ウェ	デル関映 女 Whishponm 占営細ったったに根軸されませ	
	正式名称 *上記名称と異なる場合のみご記入ください。ウェ	ブ公開時、各地域ESD拠点詳細ページに掲載されます。 	
	<b>英語名称</b> *英語名称がある場合のみご記入ください。		
(2)	<b>設立年月</b> 年 月		
(3)	代表者職名	表者氏名	
(4)	連絡先 (公開できない情報は、各項目左側のワク内に×	(ばつ印)をご記入ください。ただし、電話番号とEメールの	<u>) どちらかは必ず公開</u> できるようにしてください。)
	所在地		
	電話番号		110
	担当者所属・氏名		
	Eメール		
	ファックス番号		
(5)	組織・団体の活動内容 (組織・団体の活動の概要がわか	いるウェブサイトのURLをご記入ください。 ウェブサイトがな	ない場合は、組織・団体概要、活動内容のわかる資料を
	登録申込書に添付してください。		
	URL		
(6)	組織・団体種別 (別表の1~42の中からひとつだけ選択) ください。⇒16, 23, 28, 36, 41, 42)	して、左側のワク内に番号をご記入ください。また、「具体	的に、」は、次のいずれかを選択した場合のみご記入
	(具体的に):		
(7)	組織・団体の活動地域・範囲(以下の1~5の中から主要)	<b>なものを</b> ひとつだけ選択して、左側のワク内に○ (丸印) さ	で記入ください。)
	1 市区町村区域 (具体的に:		)
	2 都道府県の範囲(具体的に:	***	)
	3 広城 (具体的に:		)
	4		,
	特に注目するブロック: ( ) 北海道(	)東北( )関東( )中部( )近畿( )中国	
	5 その他 (具体的に:		<b>O</b> )
(8)	組織・団体の取り組みについて、「国連ESDの10年(2	2005-2014)」終了後のESDに深く関係する 2 つの国	際アジェンダの観点からお答えください。
	■組織・団体の <b>活動分野</b> について、「ESDに関するグロ お選びください。(以下の1~5の中から当てはまる)	ューバル・アクション・プログラム (GAP) 」の優先行 <u>頃目すべて</u> を選択し、各項目左側のワク内に○(丸印	動分野から )をご記入ください。)
	1 政策的支援	2 機関包括型アプローチ	3 教育者
	4 ユース	5 地域コミュニティ	
	■組織・団体が取り組む <b>課題(テーマ)</b> について、「: (以下の目標1~17の中から当てはまる項目すべてを選		
	目標1 貧困をなくす	目標2 飢餓をなくす	目標3 健康と福祉
	目標4 質の高い教育	目標5 ジェンダー平等	目標6 水と衛生
	目標7 誰もが使えるクリーンエネルギー	目標8 ディーセントワークと経済成長	目標9 産業・技術革新・社会基盤
	目標10 格差の是正	目標11 持続可能なまちづくり	目標12 持続可能な消費と生産
	目標13 気候変動へのアクション	目標14 海洋資源	目標15 陸上資源
	目標16 平和、正義、有効な制度	目標17 目標達成に向けたパートナーンップ	

# 2. 支援内容・対象

(1) 支援方法 (以下の1~16の中から<u>当てはまる項目すべて</u>を選択し、各項目左側のワク内に〇(丸印)をご記入ください。)

1 [調査・情報収集]	地域拠点としての情報収集、調査実施等
2 [活動展示・紹介]	企画展示、視察等受け入れ等
3 [施設・資材貸与]	会議室貸与、会合スペース貸与、資材貸与等
4 [活動奨励]	後援・共催・協力名義、表彰 (コンテスト等)
5 [共同企画・実施]	プロジェクト等の共同企画、共同実施等
6 [政策コミュニケーション]	政策に関する学習機会提供、政策提言等
7 [広報協力]	取組事例の情報発信、イベント等の周知協力、情報編集協力等
8 [コーディネーション]	関連団体の活動間の連絡・調整、利害関係者調整、ネットワーク化・協働プロセス支援等
9 [ファシリテーション]	ワークショップ等によるファシリテーション、合意形成・学習プロセス支援等
10 [情報提供]	研修等の講師紹介、会議場幹旋、関連団体・関連イベント等紹介、潜在的資金源(助成)情報提供、その他関連情報提供等
11 [資源提供]	人材育成(研修・インターン受入れ)・人材提供(講師派遣)、物品供与(教材提供、その他BSD関連 ツール提供)、直接的資金提供等
12 [機会提供]	交流機会提供(協議会開催、全国/地方フォーラム開催)等
13 [相談対応・助言 (活動)]	活動への助言等
14 [問題解決策の提示]	教材・ツール・プログラム等の開発・普及支援、ESD活動ノウハウの提示等
15 [相談対応・助言(組織)]	組織運営への助言等
16 その他	(具体的に: )

(2) 支援対象 (以下の1~8の中から<u>当てはまる項目すべて</u>を選択し、各項目左側のワク内に○ (丸印) をご記入ください。)

1 市民・住民・一般	2 学校教育関係者	3 社会教育関係者
4 企業·事業者	5 NGO/NPO	6 地方公共団体
7 ユース	8 その他(具体的に:	)

(3) 支援活動の概要もしくは代表的な支援活動の概要(自由記述。200字程度)

以上の記載内容は、1. (5) で選択した公開できない情報以外は、地域ESD拠点リストに公開する項目となります。

# 地域ESD拠点登録申込にあたっての確認事項

以下(1)~(6)についてご確認いただき、ご同意いただけましたら( )内に〇(丸印)をご記入ください。				
(1)	地域ESD拠点に登録後は、ESD活動支援センター (全国センター) が規定する地域ESD拠点の行動規範に従います。			
(2)	登録は、希望する場合にはいつでも辞退することができることを了承しています。			
(3)	登録事項に虚偽の記載が確認された場合、登録要件に違反した場合、地域ESD拠点の行動規範から著しく逸脱する活動をした場合等には、ESD活動支援センター (全国センター)は登録を取り消す場合があることを了承しています。			
(4)	地域ESD拠点に登録の際には、登録申込書に記載した内容(1. (5) で選択した公開できない情報を除く)は地域ESD拠点リストに公開されることを了承します。			
(5)	地域ESD拠点に登録後、登録申込書の1.組織・団体概要に変更が生じた場合は、速やかにESD活動支援センター (全国センター) に連絡します。			
(6)	ESD活動支援センター (全国センター) が実施する年次アンケートに協力することを了承します。			
( )	上記(1)~(6)に同意し、地域ESD拠点への登録を申し込みます。			

地域ESD活動推進拠点(地域ESD拠点)登録申込書は以下のメールアドレスまでお送りください。